



様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）
（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 17日

（宛先）高崎市長

提出者

住 所 群馬県高崎市西横手町 111 番地

氏 名 ルネサス セミコンダクタ

マニファクチュアリング(株) 高崎工場

工場長

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 027-360-2736 環境センター

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称

ルネサス セミコンダクタ マニファクチュアリング(株) 高崎工場

事業場の所在地

群馬県高崎市西横手町 1 1 1 番地

計画期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類

2814（集積回路製造業）

②事業の規模

140 億円/年

③従業員数

359 人

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

別紙－1のとおり



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙－3 2. (1) のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】別紙－2 のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙－3 3. (3) のとおり		
②計画	【目標】別紙－2、別紙－3、5. のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙－3 3. (4) のとおり		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙－3 4. (1) のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙－3 4. (2) のとおり

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】別紙 - 2 のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への委託量	— t	— t
	再生利用業者への委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		

(第5面)

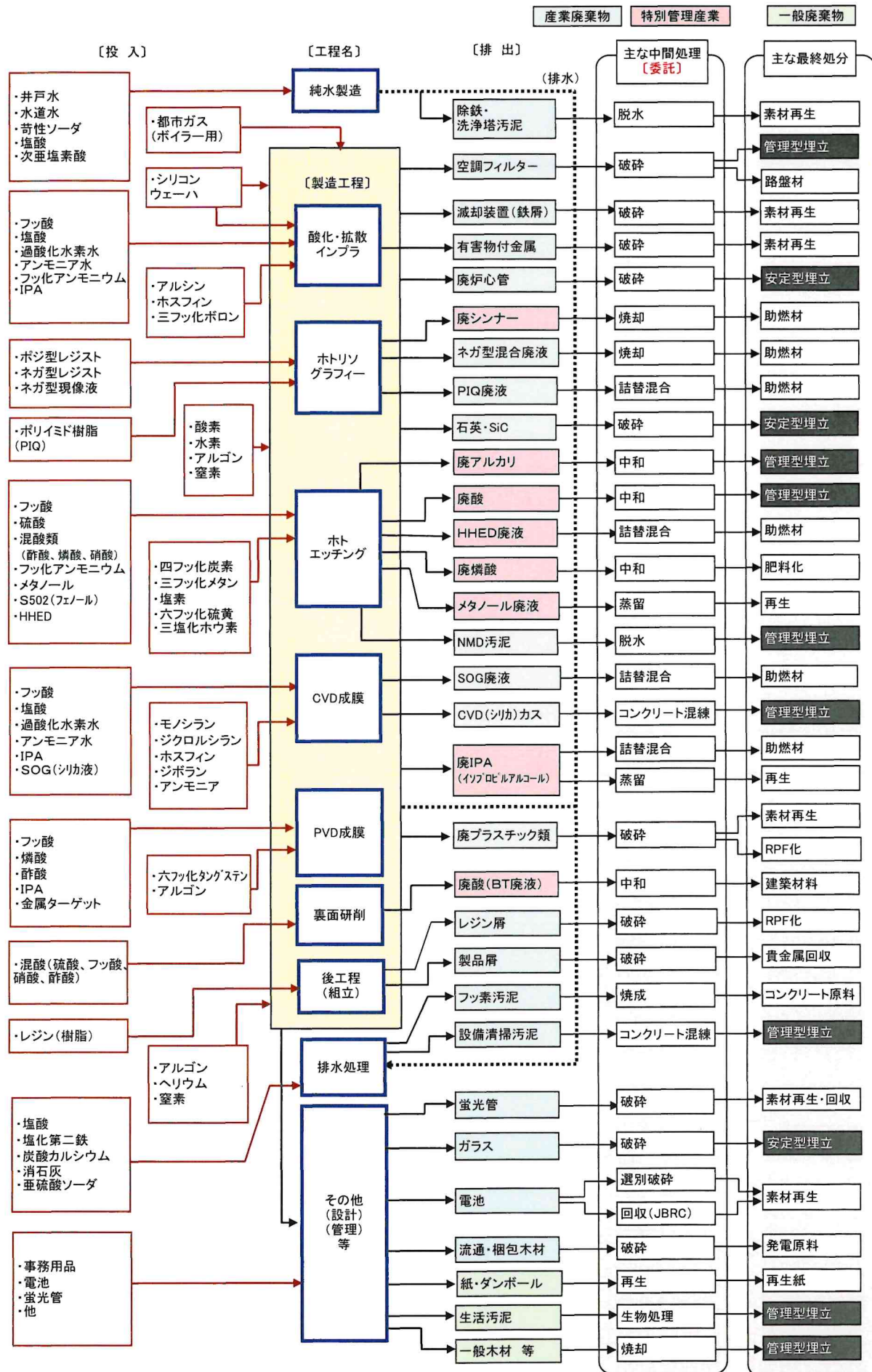
②計画	【目標】別紙－２、別紙－３、５. のとおり		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	－	－
	全 処 理 委 託 量	－ t	－ t
	優 良 認 定 処 理 業 者 へ の 量 処 理 委 託 量	－ t	－ t
	再 生 利 用 業 者 へ の 量 処 理 委 託 量	－ t	－ t
	認 定 熱 回 収 業 者 へ の 量 処 理 委 託 量	－ t	－ t
	認 定 熱 回 収 業 者 以 外 の 量 熱 回 収 を 行 う 業 者 へ の 量 処 理 委 託 量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組) －		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和５年度）実績】別紙－２ のとおり		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。)	－ t	
	(今後実施する予定の取組等) 特別管理産業廃棄物処理実績報告書のとおり、廃棄物については全て 電子マニフェストで対応しています。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物の海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トンを超える者にとっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 31 の 4 に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

投入材料等と廃棄物の一連の処理の工程

集積回路の製造は、シヨブ方式による工程フローであるため、概念図を示す。また、投入する化学物質等の種類及び廃棄物に対応する処理ルートに代表例を記載する。尚、有価売却のルートは除く。



特別管理産業廃棄物排出量等の現状と計画

別紙-2

①現状・実績：令和5年度実績
 ②計画・目標：令和6年度目標
 ・特別管理産業廃棄物の種類において排出量等実績が1kg/年以下100kg/年以下の場合には0.1ton/年とする。

届出様式	区分	項目	当該事業所より排出等の実績あるいは計画のある特別管理産業廃棄物の種類												合計	
			廃油			汚泥			廃酸			廃酸(有害物質)			廃アルカリ(有害物質)	
			①現状 【実績】	②計画 【目標】	③計画 【目標】	①現状 【実績】	②計画 【目標】	③計画 【目標】	①現状 【実績】	②計画 【目標】	③計画 【目標】	①現状 【実績】	②計画 【目標】	③計画 【目標】	①現状 【実績】	②計画 【目標】
(第2表)	特別管理産業廃棄物産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量	67.2	64	0	0.0	0	85.4	81	0	0	0.0	0	0	152.6	145
		これまでに実施した取組	別紙-3、3.(3)のとおり													
		今後実施する予定の取組	別紙-3、3.(4)のとおり													
		分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	別紙-3、4.(1)のとおり													
(第3表)	特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	別紙-3、4.(2)のとおり													
	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		これまでに実施した取組	これまでに実施した取組													
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(第4表)	自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項	今後実施する予定の取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		これまでに実施した取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(第5表)	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項	今後実施する予定の取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(第6表)	特別管理産業廃棄物の委託に関する事項	これまでに実施した取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別管理産業廃棄物の委託に関する事項	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別管理産業廃棄物の委託に関する事項	今後実施する予定の取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別管理産業廃棄物の委託に関する事項	全処理委託量	67.2	64	0	0.0	0	85.4	81	0	0	0.0	0	0	152.6	145
(第7表)	特別管理産業廃棄物の委託に関する事項	優良認定処理業者への処理委託量	67.2	64	0	0.0	0	85.4	81	0	0	0.0	0	0	152.6	145
	特別管理産業廃棄物の委託に関する事項	再生利用業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別管理産業廃棄物の委託に関する事項	認定熱回収業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別管理産業廃棄物の委託に関する事項	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(第8表)	特別管理産業廃棄物の委託に関する事項	これまでに実施した取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別管理産業廃棄物の委託に関する事項	今後実施する予定の取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別管理産業廃棄物の委託に関する事項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別管理産業廃棄物の委託に関する事項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 容器・材料等の場内循環再利用は含まない。
 (注2) 納入容器の返却・再利用は含まない。
 (注3) 有償売却品は含まない。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画補足資料

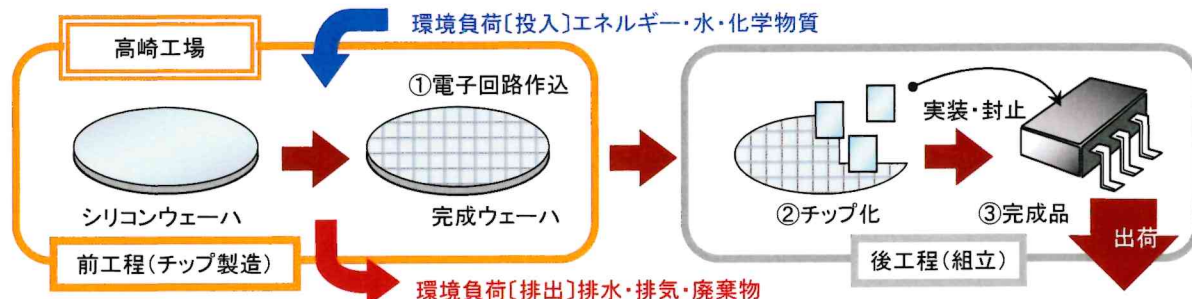
[特別管理産業廃棄物に適用する]

*本文中の「産業廃棄物」とは特別管理産業廃棄物を含むものとする。

1. 当該事業所において現に行っている事業に関する事項

(1) 届出様式(第1面)④産業廃棄物の一連の処理の工程:別紙-1参照

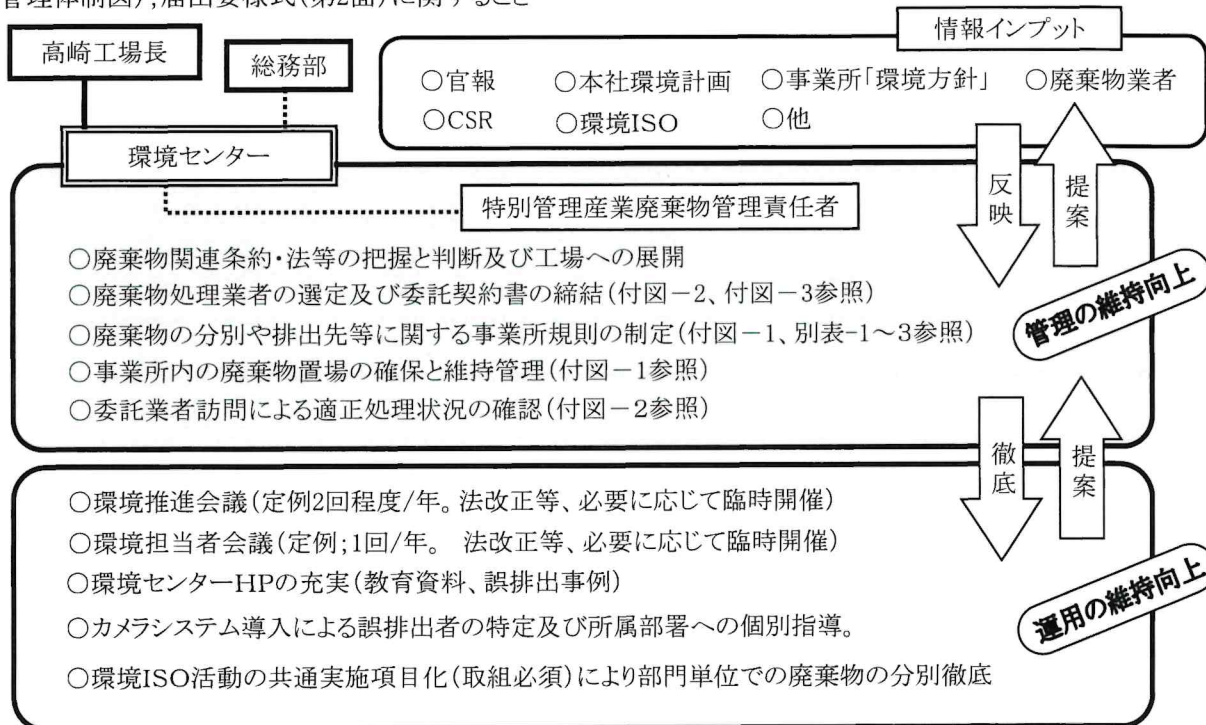
現業事業;半導体製品製造の概要



2. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 当工場の産業廃棄物の管理及び委託は環境センターが実施。

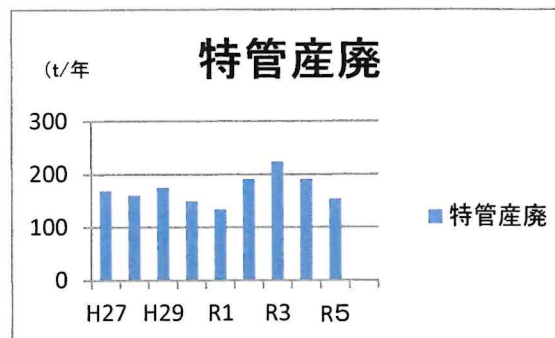
(管理体制図);届出要様式(第2面)に関すること



3. 特別管理産業廃棄物の抑制に関する事項

(1) 令和5年度の特管理産業廃棄物排出量は廃油、廃酸の利材化(有価物買取)が減少と生産減により153トン/年で、令和4年度の排出量より37t減少した。

(2) 特別管理産業廃棄物排出量は生産量に依存するが、当工場としては購入材料削減と有価物化を中心に推進しているが近年では有価物としては厳しい状況。特別管理産業廃棄物排出量のトレンドは[図-1]のとおり。



[図-1] 産業廃棄物と有価物の発生量推移

(3) (これまでに実施した取組) ; 届出様式(第2面)に関すること

●: 特別管理産業廃棄物

具体的な取組内容			効果	
			実施年度	産廃削減量
①	薬液交換頻度の低減に	シリコンエッチング液	H22年度～	●廃酸 0.2トン
②	よる廃棄物低減	レジスト剥離液	H22年度～	●廃油 0.2トン
③	製造ラインの一部(第一ライン1F)の更地化		H21年度	●廃油 46トン
④	製造ラインの一部(第一ライン2F)の更地化		H24年度	●廃油 62トン
⑤	有機薬品の利材化		H25年度	●廃油 50トン
⑥	製造ラインの一部(第一ライン3F)の更地化		H26年度	●廃油 30トン

(4) (今後実施する予定の取組) ; 届出様式(第2面)に関すること

具体的な取組内容	実施目標	廃棄物の種類	目標産廃削減量
① 地道な薬品使用量の削減の積算	H28年4月～	廃油等	6トン/年

4. 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

(1) (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ; 届出様式(第2面)に関すること

付図-1、別表-1～3参照。

(2) (今後分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ; 届出様式(第2面)に関すること

1) 条約や法、条例等に変更が無い限り、現行の分別を維持する。

5. 令和6年度の目標値の設定

(1) 目標値は、基本的に前年度(令和5年度)実績から5%削減とした。

(大幅な削減計画が無いために、プロセスの改善等による合理化削減分のみ)

区分	種 類	R5目標	R5実績	R6目標	目標の根拠
特 管 産 業 廃 棄 物	廃油	94	67.2	64	
	汚泥	0	0.0	0	
	廃酸	87	85.4	81	
	廃酸(有害物質)	0	0	0	
	廃アルカリ	0	0.00	0	
	廃アルカリ(有害物質)	0	0.0	0	
	感染性産業廃棄物	0	0.0	0	
	合計	181	153	145	5.(1)項による

別表-1

5) 排出力に反り排出元が本規則に10載の無い場合と、騒音を避けても利用出来無い場合と、一度に大量に排出する場合と、環境への影響を事前に把握する。

区分	廃棄物名称	(付図1 写真例)	日	場所名称 ▲：再資源庫内	注意事項
紙類	机いし文書で封入不可 機いし文書		随時	▲紙類専用	P シュレッダー処理し、透明ビニール袋に入れ排出。 S 8:30~10:00の間に文書が散乱しない状態で、排出物に(秘)又は(社外秘)記載の事。
	機いし文書		指定日	▲指定場所	S 透明ビニール袋に入れ専用のカゴに排出。 H 既読するもののみを投入して排出。
	機いしの電子媒体 (FD、CD、DVD等) 一般紙類全般 (スタックリシ・紙含む)		随時	▲プラスチック ドラム缶	H 既読するもののみを投入して排出。 P 透明ビニール袋に入れ排出。
	タバコの梱包材 (紙製、アルミ紙)		"	"	P "
	厚紙 (菓子箱、ロール芯等)	(5)	"	"	P "
	紙製素材、紙製包装材	(5)	"	"	P "
	新聞紙、雑誌、取説、その他書籍	"	"	▲新聞・雑誌棚ワゴン	R 新聞・雑誌等が散乱しない状態で排出。
	ダンボール (断衝用緩衝材、厚紙は紙類へ)	(50)	"	▲ダンボール専用	T 新聞紙、テープ、ホチキス類はなるべく外し、解体して平らな状態で排出。厚紙は不可。 紙類室の自販機業者数度の回収希望に排出。その他使用のものは、紙類で可とする。
	飲み物の瓶・コップ、紙パック類	"	"	▲原形跡残るものは紙類室	D 汚れがひどいものは「ハードプラスチック専用」(配置区①)へ排出。
	洗剤ボトル、シャンプー、ボディソープ、化粧品、ヘアケア用品等	(6)	随時	▲洗剤専用ケース	D 中に残留物がある場合は、中を洗浄し排出。
	ボトマックスケース、キャリア治具、キャリアハンドル等	(7)	"	▲ハードプラスチック専用	C 中に残留物がある場合は、中を洗浄し排出。
	ウェーブハウス、コンテナ箱、コーン箱	(8)	"	"	C 中に残留物がある場合は、中を洗浄し排出。
	発泡スチロール、発泡ウレタン	(9)	"	▲ソフトプラスチック専用	O 透明ビニール袋に入れ排出。大物の場合は小さくして2mm程度に入れるか、数を絞って薄く敷きつめる。
	ビニールシート、テープ、軟質プラ (菓子箱、菓子袋等)	(10)	"	"	O 透明ビニール袋に入れ排出。
	プラスチック製ダンボール	(11)	"	"	O "
	OPPフィルム、ラミネート紙、ハフチ紙、Qバー紙	"	"	"	O "
	ベントロル	"	"	"	O "
	ゴムテープ (紙、布、網)	"	"	"	O "
	使用済貼付票 (付録ハス等)	"	"	"	O "
	クリーン白衣 (化学繊維類)、ポリウレタン	"	"	"	O "
	ビニールボス、プラスチック系のリング	(12)	"	"	O "
	インシュロック、バンド類	(13)	"	"	O "
	菓子箱 (プラスチック製)、コンビニ袋	(14)	"	"	O "
	タバコの梱包材 (フィルム製、PE製)	"	"	"	O "
	エアキャップ、スポンジ、袋入りクッション材	(14)	"	▲再利用コンテナ	N コーナからオーバーフローは汚れたひだりものは透明ビニール袋に入れ「ソフトプラスチック専用」(配置区①)へ排出。
	空き容器 (洗剤、漂白剤、一般家庭品)	(16)	"	▲プラスチック ドラム缶	H 中に残留物がある場合は、中を洗浄し排出。
	クリーニング、革製品、合成皮革 (安全靴、靴等)	(2)	"	"	H 中に残留物がある場合は、中を洗浄し排出。
	プラスチックライナー (著火部金属含む)	(25)	"	"	H ガス抜きして排出。
	電子媒体 (FD、CD、DVD等)	"	"	"	H 机いし文書を破砕して排出。
	機いしコピー等のフタ・キャップ、プラスチック容器	"	"	"	H "
	紙ヤスリ、和ヤスリ	"	"	"	H "
	ピーティル (プラスチック製)	"	"	"	H "
	その他のプラスチック類・ゴム類 (小物)	"	"	"	H "
	その他のプラスチック類・ゴム類 (大物)	"	"	▲大物プラスチック専用	B 表1、で排出先が指定されていず、最長寸法は30cmを超えるものを大物プラスチックとする。
	プリンター、インクカートリッジ	(17)	"	▲トナー ドラム缶	L トナー本体 (墨粉を固めた) のみを排出。
	基板 (プリント基板)	(18)	"	▲材料化が可能か資材 (機収) に相談	F 材料化できないものは再資源庫「基板ドラム缶」(配置区②)へ排出するが廃止しているため、廃止した。
	マガジン、リール、トレイ類	(19)	"	▲プラスチック ドラム缶又は大物プラスチック専用	O/B 再資源庫「プラスチックドラム缶」(配置区①)へ排出。
	レジ前 (硬化後のもの)	"	"	▲プラスチック ドラム缶	H 再資源庫「プラスチックドラム缶」(配置区①)へ排出。
	水銀ランプ	指定日	環境センター指示	"	I 1回/月 (4月、10月に通達) 表2参照。
	ヒューズ、自然灯、投光器ランプ等	(27)	随時	▲ガラス ドラム缶	I 1回/月 (4月、10月に通達) 表2参照。
	セラミック、カーボン (筒状)	"	"	"	I "
	空気を圧縮 (空気入れ、料理・飲料用等、一般家庭品)	"	"	"	I 中に残留物がある場合は、中を洗浄し排出。
	ガラスウォール、石膏ウォール	"	"	"	I 透明のビニール袋 (二重) に入れ排出。
	テープ付きのS I ウェーブ又はチップ	(23)	"	"	V 透明ビニール袋に入れ排出。
	乾電池 (リチウムイオン等)、使い捨てサイロ	(51)	"	▲乾電池専用 ドラム缶	V 透明ビニール袋に入れ排出。
	樹脂製部品 (爪皿、コップ)	"	"	▲ガラス ドラム缶	U 表1、で排出先が指定されていず、最長寸法30cmを超えるものを大物ガラス屑とする。
	その他のガラス屑・樹脂部品 (小物)	"	"	"	U "
	その他のガラス屑・樹脂部品 (大物)	"	"	▲大物ガラス フォトン	U 表1、で排出先が指定されていず、最長寸法30cmを超えるものを大物ガラス屑とする。
	石膏デューブ、S I Cチューブ類	"	"	"	U "
	ボトマックス レジナル	"	"	▲材料化が可能か資材 (機収) に相談	I 材料化ができないものは再資源庫「ガラス ドラム缶」(配置区①)へ排出。
	機収、配線、コンセント、アダプター、フレキシブル等	(20)	随時	▲金属 ドラム缶	G スプレーは孔をあけ (ガス抜きをして) 排出。
	空缶、スプレー缶、キャスター	"	"	"	G フィルターカガがプラスチック製のものは「プラスチック ドラム缶」(配置区①)へ排出。
	吸気缶 (防漏マスのフィルター)	"	"	"	G "
	アルミ箔、金属箔等	"	"	"	G "
	金具付のフィルム、バイナリー (紙製、プラスチック製)	(4) (15)	"	▲金属 ドラム缶又は大物金属専用	O/A 裏面にフィルム、パンダ、BGA、プラスチック等が接着されている場合は、「大物金属専用」(配置区②)へ排出。
	金属製ライター	"	"	▲金属 ドラム缶	G ガス抜きして排出。
	炊飯釜の金属キャップ	"	"	"	G "
	一般の金属 (小物)	"	"	"	G "
	一般の金属 (大物)	(25)	"	"	A 表1、で排出先が指定されていず、最長寸法30cmを超えるものを大物金属屑とする。
	ヘルメット、一斗缶	(21)	"	"	A "
	トレイ類、ジュラルミン等	(22)	"	"	A "
	傘	(26)	"	"	A "
	家電品 (掃除機、ロボット、加湿器、F.C. 壁掛け時計、電話機、等)	"	"	"	E 電池、バッテリーがある物は取り分け分別の事。
	コップ (樹脂)、皿、箸、椅子、ナイトボード	"	"	"	A "
	バックル、金属ケツゲット	"	"	"	A "
	バッテリー	"	"	"	A 材料化ができるものは再資源庫「大物金属専用」(配置区②)へ排出。
	貨物の流通使用パレット及び梱包用木材	"	随時	▲貨物流通使用木材専用	W 木屑等は、アグに入ることになり、長さ1m以下にして排出。同等の外さなくとも其しとせず。(既読等は廃棄とはならない)

廃棄処分登録薬品類(例)

別表－２

- 【注意事項】
- 本表は登録薬品類例であり最新版は(環境センター)ホームページを参照して下さい。
- (1) 排出指定日に排出したい廃棄物を事前登録表へ記載し、登録期限内に(環境センター) 担当者へ登録。
 - (2) 指定の名札に廃棄物名称・排出部門名・担当者を明記し排出物に貼付けて排出すること。
 - (3) 登録時と排出数量に変動がある場合には、登録表の実排出量欄へ変更後の実数量を記載し、現品排出時に(環境センター) 担当者へ手渡しする。
 - (4) ▲水銀ランプに関しては、水銀使用製品産業廃棄物置場の決められた場所へ排出する。
 - (5) ※水銀付着ガラスくずに関しては、水銀使用製品産業廃棄物置場の決められた場所へ排出。

●：特別管理産業廃棄物

区分	廃棄物名称	容器・梱包	単位	廃棄物の内容
廃油	1 HHED廃液	● 5ℓポリ容器(納入容器)	缶	P I Qエッチング液の廃液、含むHE－37
	2 S O G廃液	● 18ℓ缶	缶	O C D処理廃液
	3 アセトン廃液	● "	缶	アセトンの廃液
	4 I P A廃液	● "	缶	利材品とならないI P A廃液
	5 レジスト廃液	● "	缶	資材回収以外のレジスト廃液(配管集中回収除く)
	6 O A P廃液	● "	缶	O A P処理廃液
	7 メタノール廃液	● "	缶	メタノール洗浄処理廃液
	8 珪酸エチル廃液(T E O S 廃液)	● "	缶	珪酸エチル廃液(T E O S 廃液)
	9 マイクロクリン廃液	● "	缶	半導体製品の洗浄に使用したマイクログリン廃液
	10 マークレス廃液	● "	缶	半導体製品の洗浄に使用したマークレス廃液
	11 カブラー廃液	18ℓ缶・20ℓポリ	缶	P I Qカブラー処理廃液
	12 P I Qカス	"	缶	P I Q塗布処理廃液
	13 オイル廃液	"	缶	オイル廃油
	14 ヒドラジン廃液	"	缶	P I Qエッチ関係のスクラバ廃水
	15 T A R C廃液	"	缶	ホトレジ工程で使用したT A R C 廃液
	16 エチレングリコール廃液	18ℓ缶	缶	エチレングリコール廃液
	17 フロリナート廃液	"	kg	液体P F C等の廃液
	18 ガルデン廃液	"	kg	ガルデン廃液
	19 H F E 7 1 0 0 廃液	"	kg	ハイドロフロロエーテル廃液
	20 廃塗料	缶	kg	廃塗料類
	21 接着剤	"	kg	廃接着剤類
	22 フラックス	18ℓ缶	缶	フラックス廃液
廃酸	23 レントゲン定着液廃液	20ℓポリ容器	缶	健康センタで使用したレントゲン定着液廃液
	24 ジルトル廃液	● "	缶	6価クロムと弗酸の混合液(エッチ液を含む)
	25 G a A s エッチング廃液	● "	缶	G a A s プロセス酸系エッチング廃液
廃アルカリ	26 G a A s Aエッチング廃液	● "	缶	G a A s アンモニア系廃液
	27 レントゲン現像液廃液	"	缶	健康センタで使用したレントゲン現像液廃液
汚泥	28 C V Dカス	ビニール袋(二重) + ダンボール梱包	kg	シラン分解等で発生するSiO ₂ の白粉
	29 ホーニング砂	"	kg	インプラ装置部品メンテに使用したホーニング砂
	30 有機ダクトスラグ	"	kg	有機ダクト内等の付着物
	31 排ガス洗浄塔汚泥	ビニール袋(二重) + ポリ容器梱包	缶	排ガス洗浄塔汚泥
	32 酸ダクトスラグ	"	kg	酸ダクト内等の付着物
	33 銀ペースト	ビニール袋	kg	銀ペースト
	34 冷却塔汚泥	フレコンバック	kg	冷却塔汚泥
金属くず	35 空缶・オイル付空缶	ビニール袋(二重)	kg	中味の付着した空缶
	36 半田くず	18ℓSUS缶封じ	kg	半田(含、鉛)のかす
	37 金属製フィルター	ビニール袋	kg	金属製フィルター
	38 ヒ素付金属屑	ダンボール梱包	kg	インプラ装置の交換部品(金属系)
廃プラスチック	39 レジンくず	ビニール袋・ダンボール	kg	固形(粉末)エポキシ樹脂、メラミン樹脂
	40 オイル布(油付ウエス)	ビニール袋(二重)	kg	薬品、油、オイルミストを拭き取った布類
	41 空ポリ	"	kg	中味の付着したポリ容器
	42 フィルター	"	kg	布・紙・プラスチック製のろ過材
	43 ヒ素付カーボン	ダンボール梱包	kg	インプラ装置の交換部品(プラスチック系)
	44 基板くず(廃プリント基板)	ドラム缶	kg	利材品とならない廃基板類
	45 水銀ランプ ▲	ダンボール梱包	本	水銀が含まれているランプ類
ガラスくず、 コンクリートくず、 及び 陶磁器くず	46 ガラス瓶	"	kg	中味の付着した瓶類(レジスト瓶以外)
	47 レジスト空ビン	"	kg	中味の付着したレジストビン
	48 水銀付着ガラスくず ※	"	kg	水銀の付着したガラスくず
	49 S i 研削くず	ビニール袋・ダンボール	kg	S i 研削屑
	50 G a A s 製品屑	"	kg	G a A s 製品屑
	51 蛍光灯	ダンボール梱包	本	使用済み蛍光灯(水銀を含むので特別管理)
	52 小型蛍光管	"	kg	使用済み小型蛍光管(水銀を含むので特別管理)

装置・固定資産等 移動、運搬及び減却に関するチェックリスト(例)

1. 装置・部品・薬品等搬出時には本チェックリストに従い項目毎に処置、記録を行ない、事故、環境影響を未然に防止する事。
2. 最終チェック者は本紙を減却決定まで貼付し、減却時に剥する事。
3. 工場外に搬出するものはレイアウト変更品でも、“減却(工場外)”に対応する項目のチェックを実施の事。
4. 原紙は関係職制承認後ファイル管理し、最低5年は保管の事。

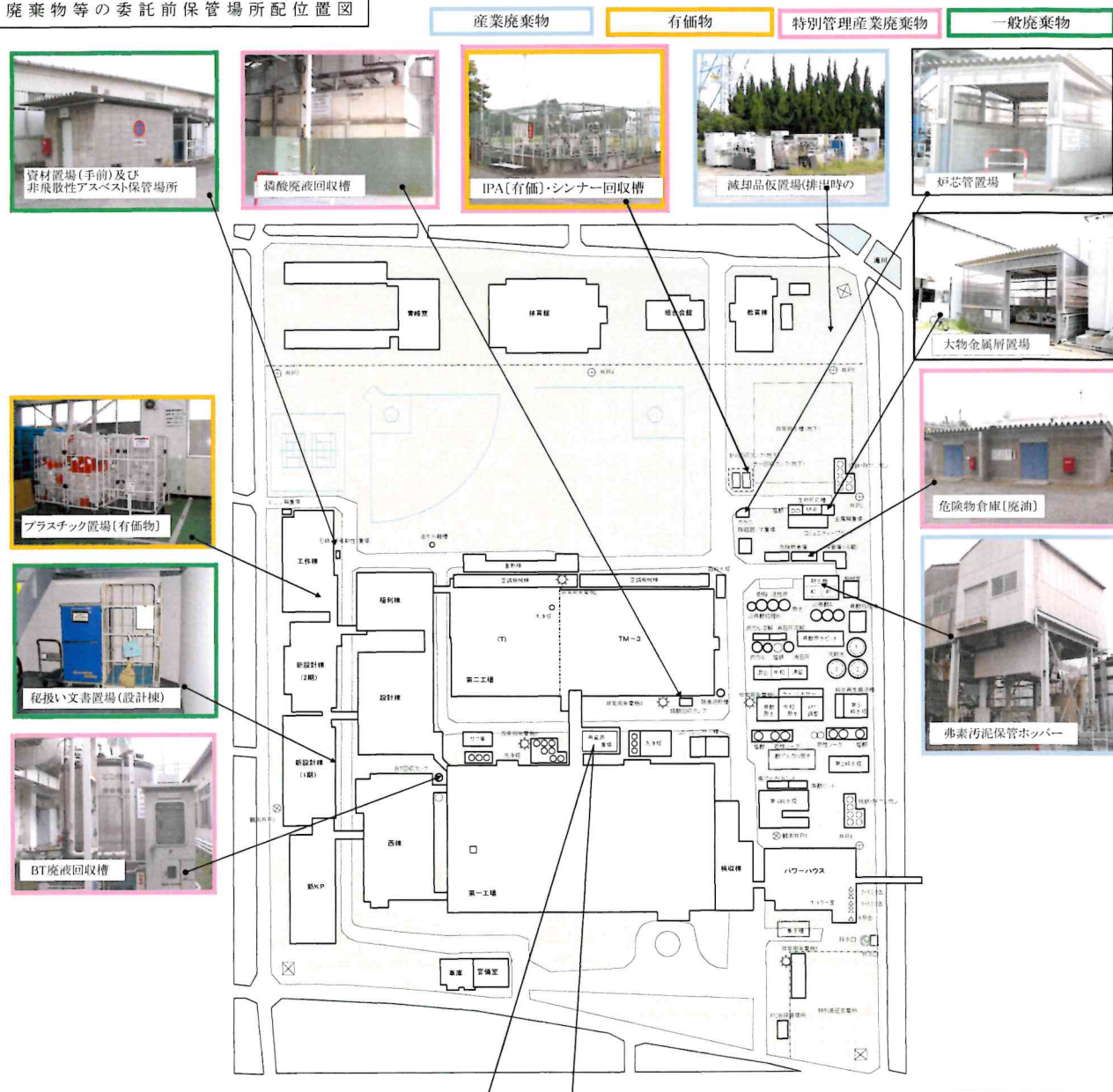
課長・主任技師	技師・主任・係長	上長	担当者

別表-3

部門 チェックリスト			資 産 名 称		固定資産番号 (無き場合は品名)		部 課		係 組		内線TEL	
原価部門 年号 部(課)内連番 ***** ー 2*****												
実施項目及びチェック内容												
NO	区分	項 目	処 置 方 法		搬出区分実施に○印 (○印無しは不可) 減却 (工場外) レイアウト変更 (工場内)		処 置 実 施 内 容		他部門依頼 時は依頼部 門名を記載		他部門依頼 時の担当者 名を記載	
1	一般	装置・部品の処置	・クーリング・衝撃発火物は事前除去安定化・純水置換 ・流動性液体の配管切り離し部の閉止・反応生成物除去 ・真空部の大気開放・記載アラームの消去・コンテナのエアキープ除去 他		実施	ー					リース解約 完了確認	
2	液体	薬品類(新液、廃液)	循環ポンプ洗浄・配管・液溜め等液体(含純水)は全て抜取り。 AS等有害物質使用の薬品は全て回収し廃棄処理。		実施	ー						
3		オイル類・循環液類	タンク・配管内の液体等全て抜取り・回収し、廃棄処理。油圧関連：可能な限り抜く。		実施	ー						
4		オイル塩化シ、TEOS等のワックス類	取り外し、廃棄処理。		実施	ー						
5		有機溶剤	容器・配管・ノズルの乾燥、フィルター内部の薬液を排出し、廃棄処理。 減却時はフィルター分離。		実施	ー						
6	フロン類	第1種特定製薬品：業務上機器でCFC、HCFC、HFCのフロン類を含むもの	専門フロン回収業者に回収依頼書を発行して回収依頼する。 一括取証明書を得た後翌日より30日以内に引き受け →原紙を(たばこ)に送付(自部門にコピーを3年間保管)。装置：フロン採取済表示添付要。		実施	ー						
7		第2種特定製薬品：冷媒としてフロン類が充填されているカーエアコン(自動車リサイクル法)	使用済となった自動車をリサイクル料金を負担し、引取業者に引き渡す。		実施	ー						
8	消火器	液体PFC等	抜き取り、廃棄処理。		実施	ー						
9		消火器	取り外し、各部署保管。(たばこ)通知に従い処理。		実施	ー						
10	ガス	装置内のガス	配管内ガスはN2置換 又は Air置換等安全な置換を実施。		実施	ー						
11		ガスシリンダ等の高圧容器	ガスシリンダはガス取扱い業者に取り外しを依頼し返却。		実施	ー						
12		レーザ・発振器ガス	事前にメーカー相談。取り外してメーカーにガス抜き依頼。		実施	ー						
13		拡散・低圧CVDシーク	石綿含有廃棄物含有推定品は(環境セクター)へ連絡。その他の物は連絡不要とし専用置場に置く。		実施	ー						
14	石綿含有品	石綿含有廃棄物となった部品	石綿含有廃棄物含有品は二重にビニール袋に入れ(環境セクター)に連絡。		実施	ー						
15	反応物	CVDの反応物、有機・無機反応物	洗浄・除去等清掃を実施。表2に従い、廃棄処理。		実施	ー						
16		ミナ・油等の付着物	洗浄・除去等清掃を実施。表2に従い、廃棄処理。 使用済品は外部洗浄委託し証明書を(たばこ)送付し処理 又は有害物付金属類と廃棄処理。		実施	ー						
17	毒物	インフラ装置 触媒の接触部分	使用済品は外部洗浄委託し証明書を(たばこ)送付し処理 又は有害物付金属類と廃棄処理。		実施	ー						
18		蛍光灯(水銀含有)	取り外し、パワーハウス電力室へ持参。特別産業廃棄物処理で(たばこ)処理。		実施	ー						
19		水銀灯・ヒ素灯・Cd灯・Cr灯	取り外す。特別産業廃棄物処理。		実施	ー						
20		乾電池	取り外し、再資源置場で分別処理。充電電池は分別し、廃棄処理。		実施	ー						
21		PCB絶縁油の有無	電気設備担当者にPCB専用保管庫保管依頼。(蛍光灯安定器、トランス等)		実施	ー						
22		ベンゼン	取り外し、廃棄処理。		実施	ー						
23	ガラス	石英類・ガラス類・石英ケール	取り外し可能品はガラス品置場。取り外し不可時は破損、飛散防止措置。		実施	ー						
24		安全審査合格証	取り外し、運搬禁止 手続する(有機/特化/放射線/高圧設備等)し、(たばこ)へ連絡。		実施	ー						
25	表示 銘板	法的届出表示	取り外し、運搬禁止 手続(有機/特化/放射線/高圧設備等)し、(たばこ)へ連絡。		実施	ー						
26		責任者標識	会社関連表示全て取り外し、処分する(除：製作メーカー表示)。		実施	ー						
27		固定資産銘板・リース資産銘板	取り外し、固定資産担当者に渡し、財務担当者に戻す。		実施	ー						
28		小額固定資産銘板	小額固定資産減却届書にシール格紙添付又は“何枚減し処分済”とし、財務担当者に返却する。→取り外し、廃棄処理		実施	ー					リース解約完了確認	

リース解約完了確認

廃棄物等の委託前保管場所配置図



再資源置場の配置図及び排出物の概要



○再資源置場内の分別状況

No	置場名称	用途・処分方法等
①	ハードプラスチック	有価物・メーカー返却・素材再生
②	基板(有価物以外)	貴金属回収・素材再生
③	ソフトプラスチック	RPF化・素材再生
④	トナー・インクカートリッジ	素材再生・メーカー返却
⑤	クッション材	場内再利用・RPF化
⑥	小物金属	素材再生
⑦	乾電池	素材再生
⑧	大物ガラス	素材再生・安定型埋立
⑨	小物ガラス	素材再生・安定型埋立
⑩	流通梱包使用木材	木チップ(発電原料)
⑪	茶殻・吸殻	焼却・管理型埋立
⑫	紙類	再生紙・トイレットペーパー
⑬	掃除機屑・一般木材	焼却・管理型埋立
⑭	ダンボール	再生ダンボール
⑮	機密文書等	再生紙
⑯	雑誌・新聞	再生紙・トイレットペーパー

廃プラスチック類

金属くず

ガラス・陶磁器くず

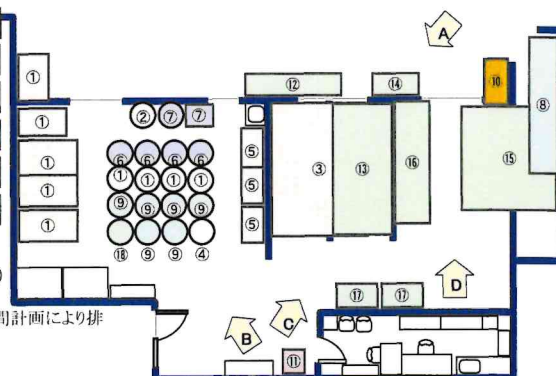
木くず

感染性産業廃棄物

一般廃棄物

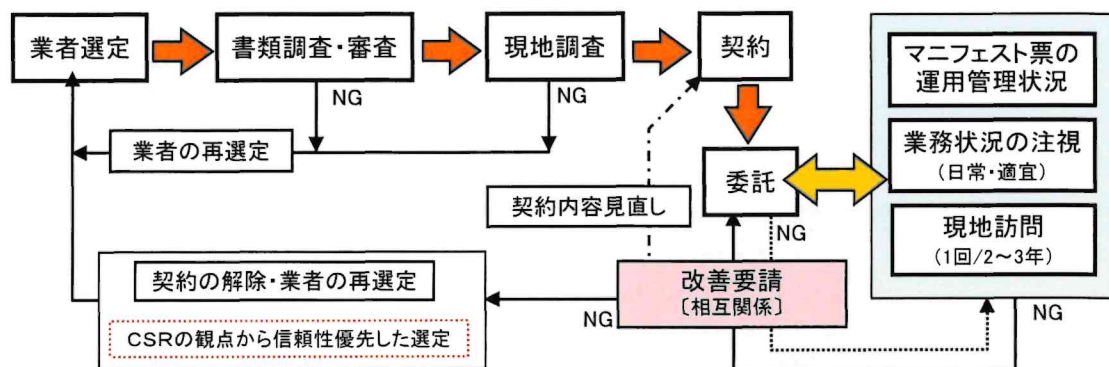
*1.再資源置場へは常時排出可能(⑩⑯を除く)

*2.⑮機密文書等は年間計画により排出日時を指定。



産業廃棄物処理業者の選定と現地調査

1. 新規委託契約の手順と運用概略



2. 現地調査(訪問)の概要と調査表例

(1) 計画 ① ルネサス セミコンダクタ マニュファクチャリング株式会社 全体計画による。

(訪問頻度: 1回/2～4年、但し委託物の量や重要度を判断し計画する。)

② 環境センター課長相当職以上の職位の者が認める有識者。

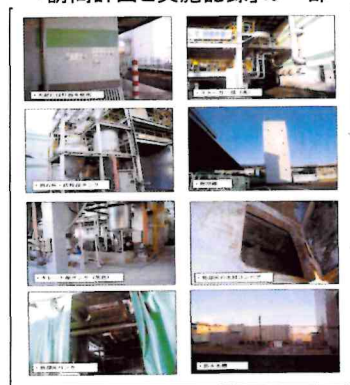
(2) 過去の調査(訪問)件数【R2からR5までについてはコロナの影響で現地調査は行っていません】

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
調査事業所	4件	2件	3件	2件	4件	4件	0件	0(1)件

(注)カッコ内の1件は弊社チェックリストを使用して業者のセルフチェックを実施した。
(感染症対策により、オンラインで現地確認実施した。)

(3) 調査事例; 計画及び実施記録の例[平成30年3月末時点での総調査件数; 98件]

「訪問計画と実施記録」の一部



形式: 1. 調査計画と実施記録(2012年時点) 【R2からR5までについてはコロナの影響で現地調査は行っていません】

産業廃棄物処理状況調査報告書

調査先: R2L 全盛産業株式会社

調査員: R2L 全盛産業株式会社

調査日: 2019-11-20

調査時間: 10:00～16:00

調査場所: 全盛産業株式会社

調査内容: 現地調査

調査結果: 全盛産業株式会社は、産業廃棄物の処理に努めており、環境に配慮した処理を行っている。調査員は、現場の状況を確認し、必要に応じて改善を促す。調査結果は、報告書に記載されている。

調査員: R2L 全盛産業株式会社

調査日: 2019-11-20

調査時間: 10:00～16:00

調査場所: 全盛産業株式会社

調査内容: 現地調査

調査結果: 全盛産業株式会社は、産業廃棄物の処理に努めており、環境に配慮した処理を行っている。調査員は、現場の状況を確認し、必要に応じて改善を促す。調査結果は、報告書に記載されている。

Table with multiple columns: 調査先 (Investigation Site), 調査員 (Investigator), 調査日 (Investigation Date), 調査時間 (Investigation Time), 調査場所 (Investigation Location), 調査内容 (Investigation Content), 調査結果 (Investigation Results), etc.

実施記録及び報告書例

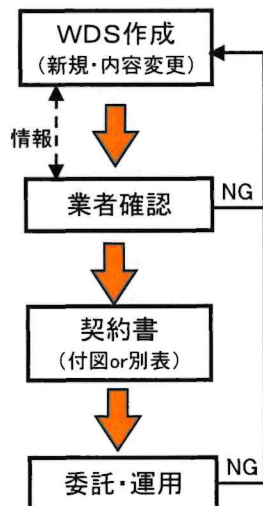
廃棄物データシート(WDS)

【目的】廃棄物の処理を適切に行うため、WDSにより廃棄物に関する明確な情報を業者に提示する。

1. WDSの位置付け

産業廃棄物処理に関する委託契約の条項(情報の提供)に掲げることで、排出事業者(弊事業所)及び産廃業者が互いに順守すべき情報としている。

2. WDSの作成及び維持管理概要

[illegible]

＜ 表 面 ＞		管理番号		Q18	
廃棄物データシート(WDS)		ルネサス高崎 Ver4			
※1 本データシートは廃棄物の成分等を示すものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。					
※2 記入については、「廃棄物データシート」の記載方法を参照ください。					
作成日		2014年4月23日		記入者	
1	排出事業者	名称 ルネサス セミコンダクタマニュファクチャリ ン株式会社 高崎工場	所属 環境センター	環境安全課	
	所在地	〒370-0021 群馬県高崎市西横手町111	担当者	TEL 027-360-2248	FAX 027-360-2216
2	廃棄物の名称	BT廃液			
3	廃棄物の 組成・成分情報 (比率が高いと 思われる順に 記載)	(MSDSがある場合)CAS No.			
	主成分 他	フッ酸	5～15%	7664-39-3	
		硫酸	20～40%	7697-37-2	
		硫酸	10～20%	7664-93-9	
		りん酸	3%	7664-38-2	
		水	残り	7332-18-5	
	☐ 分析表添付 (組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。			
4	廃棄物の種類 ☐ 産業廃棄物 ☒ 特別管理 産業廃棄物	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他() ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 猛毒(有害) ☐ 腐食性(有害) ☐ 燃えやすい(有害) ☐ 燃えにくい(有害) ☐ 燃えやすい(有害) ☐ 燃えにくい(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 燃えにくい(有害) ☐ 燃えやすい(有害) ☐ 燃えにくい(有害) ☐ 燃えやすい(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 炭石綿等 ☐ 汚泥(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 指定下水汚泥 ☐ 腐酸(有害)			
5	特定有害廃棄物 ()には 記入有りは○、 無しは×、記入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付 (廃棄物処理法)	アルカリ水銀 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロパン (×) 水銀又はその化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) チオウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チョンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエチレン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) ジアン化合物 (×) 1,1-1,1-ジクロロエチレン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエチレン (×)			
6	PRTR対象物質 政令No. CAS 物質名	・届出事業所: () 該当 () 非該当 () ・委託する廃棄物の該当・非該当 () 該当 () 非該当 () ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。 2,3,7,8-四クロロダイオキシン類 () () () ()			
7	水道水源における 消毒副生成物	☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルピラジリン(DMH) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ 1,1-ジメチルグアニジン(DMGU) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE)			
8	その他含有物質 ()には 記入有りは○、 無しは×、記入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (○) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) その他 (×)			
9	有害特性 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	☐ 爆発性 ☐ 引火性()℃ ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性()℃ ☐ 禁水性 ☐ 腐食性 ☐ 有機過酸化物質 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性			
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状() 液体 () 臭い() 刺激臭 () 色() 無色透明 () 比重() 118 (30℃) pH () 1以下 沸点() 104℃ 融点() -35℃ 発熱量() 粘度() 水分()			
11	品質安定性	経時変化() 有 () 無 () 有る場合は具体的に記入			
12	関連法規	☐ 消防法危険物 ☐ 特別化 ☐ 有機溶剤 ☐ 毒劇物 ☐ 悪臭 ☐ 労働安全 ☐ 高圧ガス保安法 ☐ 化審法 ☐ その他()			
13	荷姿	☐ 容器 () ☐ 車両 () ☐ その他()			
14	排出頻度 数量	頻度() スポット () 継続予定() () kg・t・L・m³・本・缶・袋・個() () 月 () 年・月・週・			

3. 運用狀況概要

- (1) WDSの運用開始:平成18年6月より。
- (2) 新会社化及び廃棄物ガイドラインⅡの採用
- (3) WDSのフォーマットは、環境省様式Ⅱをベースに提供情報の項目追加や法律の要求事項を加え、現在はVersion4の様式を使用している。
- (4) WDS(原紙)の保管期限:永年(但し、部規定による)。